

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月17日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	取水設備固定式バースクリーン(H)及びトラベリングスクリーン(H)点検時、ガイドレールに摩耗、各部に腐食及び塗装の劣化が認められたため、当該不具合箇所を補修。	G	
2	2号機	試料採取系原子炉再循環ポンプ出口試料採取ライン(手分析側)のコンフロー(減圧装置)において、グランド部に滲みが認められたため、当該コンフローを交換。	G	
3	3号機	取水設備バー回転式スクリーン(F)及びトラベリングスクリーン(F)点検時、変速機、電動機ベースにひび及び軸端部に摩耗が認められたため、当該不具合箇所を修理。	G	
4	3号機	酸素注入系酸素ポンペ(S,T)において、接続部にリーク(カニ泡程度)が認められたため、当該接続部を増し締め。	G	
5	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループサージタンクの水位低下が認められ、同系熱交換器(A)からのリークが確認されたため、当該熱交換器の伝熱管を特定後閉止栓取付。	G	
6	3号機	設備監視時、計算機検出器故障(逃がし安全弁(A)出口温度熱電対断線)の警報発生が認められたため、原因を調査後対応検討。(当該出口温度及び関連パラメータに異常なし)	G	
7	4号機	所内電源設備直流250Vパワーセンタのしゃ断器点検時、過電流引き外し装置のパッキンに劣化が認められたため、当該パッキンを交換。	G	
8	4号機	試料採取系復水脱塩塔(F)出口水試料採取時、試料採取ラインに詰まりが認められたため、当該試料採取ラインを点検清掃。	G	
9	4号機	残留熱除去系ポンプ(A)用電動機高圧ケーブル点検長期計画の実績確認時、点検周期の逸脱(点検周期4~6サイクルに対し、7サイクルで実施)が認められたため、対応検討。	G	
10	4号機	非常用ディーゼル発電機(A)定格容量確認検査時、動弁注油ポンプ吐出圧力低の警報発生が認められたため検査を中断、点検(同警報用圧力検出配管のエア抜き)後、検査を再開。	G	
11	3.4号廃棄物処理設備	固化系開始剤タンク冷却水入口弁閉操作時、同弁に開固着が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
12	3.4号廃棄物処理設備	固化系促進剤タンク冷却水入口弁閉操作時、同弁に開固着が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
13	3.4号廃棄物処理設備	固化系促進剤移送管冷却水トレースライン冷水移送弁閉操作時、同弁に開固着が認められたため、当該弁を点検補修。	G	